

## 平成二年厚生省令第四十号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条第三項第四号の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則を次のように定めること。

### 目次

- 第一章 食鳥処理の事業の許可等(第一条—第三条)
- 第二章 食鳥処理業者の遵守事項(第四条—第七条)
- 第三章 登録養成施設及び登録講習会(第八条—第二十四条)
- 第四章 食鳥検査等(第二十五条—第三十三条)
- 第五章 指定検査機関(第三十四条—第四十五条)
- 第六章 雑則(第四十六条—第五十条)
- 附則

### 第一章 食鳥処理の事業の許可等

(許可申請書添付図書の記載事項)

**第一条** 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号。以下「法」という。)第四条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 食鳥処理場の平面図
- 二 食鳥処理を行うための機械の配置図
- 三 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要
- 四 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数

五 水道法(昭和三十二年法律第七十号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道及び同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水(以下「水道事業等により供給される水」という。)以外の水を使用する食鳥処理場にあっては、同法第二十一条第三項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の指定する者の行う当該使用しようとする水に係る水質検査の結果を証する書類の写し

- 六 法人にあっては、登記事項証明書

(法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者)

**第二条** 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により食鳥処理の事業を行なうに当たつて必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

### (構造設備基準)

**第二条の二** 法第五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、別表第一のとおりとする。

2 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場(法第三条の許可と同時に法第十六条第一項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。)の構造又は設備に係る法第五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、別表第二のとおりとする。

(軽微な変更)

**第三条** 法第六条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- 一 食鳥処理に使用する機械の変更
- 二 照明装置の変更
- 三 食鳥処理場内の水道配管の変更

(衛生管理等の基準)

**第四条** 法第十一一条第一項第一号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第三とする。

2 法第十一一条第一項第二号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、別表第三とする。

- 一 公衆衛生上必要な措置を適切に行なうための手順書(以下「手順書」という。)を作成すること。
  - 二 施設設備、機械器具の構造及び材質並びに食鳥処理の工程を考慮し、これらの工程において衛生管理の実施状況を記録し、その記録を保存すること。なお、記録の保存期間は、取り扱う食鳥肉等が使用され、又は消費されるまでの期間を踏まえ、合理的に設定すること。
  - 三 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じて衛生管理計画の内容を見直すこと。
  - 四 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じて衛生管理計画の内容を見直すこと。
  - 五 食鳥処理業者は、前項に規定する措置に關し、次に定める事項について食鳥検査員による検査又は試験を受け、その結果に基づき必要に応じて見直しを行うこと。ただし、法第十六条第一項の認定を受けた食鳥処理業者にあっては、この限りではない。
  - 六 衛生管理計画又は手順書を作成又は修正した場合にあっては、それらが食品衛生上の危害の発生を防止する目的において、科学的に妥当なものであること。
  - 七 衛生管理が衛生管理計画及び手順書に基づき適切に行なわれていること。
  - 八 食鳥処理業者は、前二項の基準に基づき、次に定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。
- 第六条** 法第十二条第一項に規定する食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理場ごとに、食鳥処理を衛生的に管理するために十分な員数を置かなければならぬ。この場合において、オーバーヘッドコンベア等を設置して連続移動式の食鳥処理を行う場合は、一の処理ラインごとに二(法第十五条第五項の規定に基づき内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受ける食鳥処理場(以下この条において「法第十五条第五項に該当する食鳥処理場」という。)にあっては、一)に、一の処理ライン当たりの一分間の食鳥処理の羽数が二十(法第十五条第五項に該当する食鳥処理場にあっては、三十五)を超えるごとに一を加えた数以上であるものとする。
- (食鳥処理衛生管理者の資格要件)
- 第六条** 法第十二条第一項第四号に規定する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。
- 一 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者
  - 二 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校的二年の課程を終った者
  - 三 旧師範教育令(昭和十八年勅令第百九号)による附属中学校又は附属高等女学校の第二学年を修了した者
  - 四 旧盲学校及聾哑学校令(大正十二年勅令第三百七十五号)によるろう学校の中等部第二学年を修了した者
  - 五 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校尋常科の第二学年を修了した者
  - 六 旧青年学校令(昭和十四年勅令第二百五十四号)による青年学校の普通科の課程を修了した者
  - 七 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程(昭和十八年文部省令第六十三号)第一条から第三条まで及び第七条の規定により国民学校の高等科を修了した者、中等学校的二年の課程を終った者又は第五号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
  - 八 旧海員養成所官制(昭和十四年勅令第四百五十八号)による海員養成所を卒業した者
  - 九 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣において食鳥処理衛生管理者の資格に関し学校教育法第五十七条に規定する者と同等以上の学力を有すると認定した者
- 第七条** 法第十二条第六項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 二 食鳥処理場の名称及び所在地  
 三 食鳥処理衛生管理者の氏名、住所及び生年月日  
 四 食鳥処理衛生管理者が法第十二条第五項各号のいずれかに該当する旨  
 五 食鳥処理衛生管理者が法第十二条第五項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えなければならない。
- 第三章 登録養成施設及び登録講習会**
- (養成施設の登録の基準)
- 第八条** 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号。以下「令」という。)第一条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第七項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。
- 二 別表第五の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を一科目以上履修させ、その単位数の合計が二十二単位以上であること。
- 三 前号に掲げる科目及び別表第六に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が四十単位以上であること。
- 四 原則として食品衛生法(昭和二十二年法律第一百三十三号)別表の第一欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。
- 第九条** 登録の申請手続
- 登録の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 養成施設の名称及び所在地  
 二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日  
 三 教員の氏名、履歴及び担任科目並びに専任又は兼任の別  
 四 各年次における科目的履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別  
 五 入学定員  
 六 入学資格及び時期  
 七 修業年限  
 八 授業用及び実習用の機械器具及び図書の目録  
 九 校地及び校舎の図面及び配置図  
 十 学則  
 十一 学則  
 十二 その他参考となるべき事項
- (登録台帳への記帳)
- 第十一条** 法第十二条第五項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。  
 (変更の届出事項)
- 一 登録年月日及び登録番号  
 二 登録養成施設(令第三条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。)の名称、所在地及び長の氏名
- 第十二条** 令第三条の厚生労働省令で定める事項は、第九条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号(食品衛生法別表の第一欄に掲げる機械器具に係るものに限る。)、第十号及び第十一号に掲げるものとする。
- (添付書類)
- 第十三条 令第六条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。
- 一 登録の取消しを受けようとする理由  
 二 登録の取消しを受けようとする予定期日  
 三 在学中の生徒があるときは、その措置

- 二 食鳥処理場の名称及び所在地  
 三 食鳥処理衛生管理者の氏名、住所及び生年月日  
 四 食鳥処理衛生管理者が法第十二条第五項各号のいずれかに該当する旨  
 五 食鳥処理衛生管理者が法第十二条第五項各号のいずれかに該当することを証する書面を添えなければならない。

### 第三章 登録養成施設及び登録講習会

#### (養成施設の登録の基準)

- 第八条** 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成三年政令第五十二号。以下「令」という。)第一条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法に基づく大学又は同法第百四条第七項第二号の規定により大学若しくは大学院に相当する教育を行うと認められた課程を置く教育施設であること。

- 二 別表第五の上欄の学科ごとに同表の下欄に掲げる科目を一科目以上履修させ、その単位数の合計が二十二単位以上であること。

- 三 前号に掲げる科目及び別表第六に掲げる科目を履修させ、その単位数の合計が四十単位以上であること。

- 四 原則として食品衛生法(昭和二十二年法律第一百三十三号)別表の第一欄に掲げる機械器具を用いて授業を行うものであること。

- 第九条** 登録の申請手続
- 登録の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 養成施設の名称及び住所  
 二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日  
 三 教員の氏名及び住所  
 四 入学定員  
 五 修業年限  
 六 授業用及び実習用の機械器具及び図書の目録  
 七 校地及び校舎の図面及び配置図  
 八 学則  
 九 その他参考となるべき事項

#### (登録台帳への記帳)

- 第十一条** 法第十二条第五項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

- 一 登録年月日及び登録番号  
 二 登録養成施設(令第三条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。)の名称、所在地及び長の氏名

#### (変更の届出事項)

- 一 登録年月日及び登録番号  
 二 登録養成施設(令第三条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。)の名称、所在地及び長の氏名

#### (登録台帳への記帳)

- 第十二条** 令第三条の厚生労働省令で定める事項は、第九条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号(食品衛生法別表の第一欄に掲げる機械器具に係るものに限る。)、第十号及び第十一号に掲げるものとする。

#### (添付書類)

- 第十三条 令第六条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 登録の取消しを受けようとする理由  
 二 登録の取消しを受けようとする予定期日  
 三 在学中の生徒があるときは、その措置

- 第十三条** 令第七条第二号の厚生労働省令で定めるものは、第九条第一号に掲げる事項とする。  
 (講習会の課程)
- 第十四条** 法第十二条第七項の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならない。  
 一 次のイからへまでに掲げる科目を教授し、その時間数が当該イからへまでに掲げる時間数以上であること。

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

#### (講習会の実施の基準)

- イ 公衆衛生学概論 四時間  
 ロ 食鳥検査関係法令 四時間  
 ハ 家きん解剖・生理学 二時間  
 ニ 家きん疾生物学 六時間  
 ホ 食鳥肉衛生学 六時間

三 第十四条に定めるところにより登録講習会を行うこと。

(変更の届出事項)

第十八条 令第十二条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(業務の休廃止の届出)

登録講習会の実施者は、令第十三条の規定により登録講習会の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項をその登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由及びその予定期日

二 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十条 登録講習会の実施者は、前事業年度の財務諸表等(令第十四条第一項に規定する財務諸表等)を、(以下この条において同じ。)(前事業年度後三月を経過していないときは、前前事業年度の財務諸表等をもつてこれに代えることができる。)を作成し、登録を受けてから登録講習会を終了するまでの間、事業所に備えて置かなければならない。

第二十一条 令第十四条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録の表示方法)

第二十二条 令第十四条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうち、登録講習会の実施者が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号において同じ。)と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる

物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の記載事項)

第二十三条 令第十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 受講者数

二 講習会修了証を受領した者の氏名、生年月日、住所並びに勤務する事業所の名称及び所在地

三 (立入検査等の場合の証明書)

第二十四条 令第二十条第二項の規定により職員に携帯させる証明書は、様式第一号によるものとする。

(検査すべき疾病又は異常の範囲)

第四章 食鳥検査等

第二十五条 法第十五条第四項第二号又は第三号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第七のとおりとする。

(検査方法の特例の要件)

一 トロリーの間隔が十五センチメートル以上のオーバーヘッドコンベアを設置すること。

二 食鳥中抜とたいの裏面を望診できる鏡を検査場所の適当な位置に設置すること。

(食鳥検査の方法及び手続)

第二十七条 法第十五条第六項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

二 食鳥検査は、十分な自然光線又は適正な人工光線の下で行う。

三 生体検査(法第十五条第一項の検査をいう。以下同じ。)は、とさつ前に、その食鳥の生体

の状況について望診をし、同条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該

食鳥について一羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。

四 脱羽後検査は、脱羽(食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。)の後、一羽ごとに、食鳥との

いの体表の状況について望診及び触診をし、法第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。

五 内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜と

たいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、法第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定する

ことにより行う。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 食鳥をとさつしようとする年月日

三 食鳥検査を受けようとする食鳥の種類、品種、羽数及び産地

(確認の方法、確認基準及び食鳥検査の簡略化の方法)

第二十八条 食鳥処理衛生管理者による法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行つている食鳥検査員(第四十九条に定める者をいう。以下同じ。)又は検査員(法第二十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を備える者をいう。以下同じ。)の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。

一 脱羽後検査に係る確認にあつては、脱羽の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況

二 内臓摘出後検査に係る確認にあつては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況

三 法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準は、別表第八のとおりとする。

四 法第十五条第七項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は、一羽ごとの食鳥とたいの体表の状況についての望診及び触診の一部並びに一羽ごとの内臓及び食鳥中抜との体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することにより行うものとする。

(確認規程の記載事項及び適合基準)

第二十九条 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第十六条第五項の確認の方法

二 法第十六条第五項の確認の手順(食鳥処理の方法及び手順との関連を含む。)

三 法第十六条第五項の確認の結果の記録及びその保存方法に関する事項

四 食鳥処理衛生管理者の関与の方法

一 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

二 法第十六条第五項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第九に、食鳥とたいの体表の状況並びに食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況の確認にあつては別表第八に掲げる確認項目ごとにそれぞれ同表の基準に適合するか否かについて適切に行えること。

一 法第十六条第五項の確認が、食鳥の生体の状況の確認にあつては別表第九に、食鳥とたいの体表の状況並びに法第二条第五号に掲げる食鳥処理の形態並びに食鳥処理の方法その他の業態からみて適切であること。





六 行った食鳥検査の内容及び結果  
 七 法第十九条に基づく措置の内容及びその理由  
 八 その他食鳥検査に関し必要な事項  
 (食鳥検査の業務の休廃止の申請)

**第四十四条** 指定検査機関は、法第三十二条第一項の規定により許可を受けようとするときは、様式第十号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

(食鳥検査の業務の引継事項等)

**第四十五条** 法第三十五条第三項に規定する場合にあっては、指定検査機関(都道府県知事が法第三十三条第一項又は第二項の規定により指定検査機関の指定を取り消した場合にあっては、指定検査機関であった者)は、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき食鳥検査の業務をその指定に係る都道府県知事に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類をその指定に係る都道府県知事に引き渡すこと。

- 三 その他その指定に係る都道府県知事が必要と認める事項を行うこと。

**第六章 雜則**

(報告徵収)

都道府県知事は、法第三十七条第一項の規定により報告の徵収を行う場合には、報告を求める事項及びその理由並びに報告の期限をあらかじめ当事者に通知するものとする。

(収去証・身分を示す証明書)

**第四十七条** 都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は区。)の職員が、様式第三十八条第一項の規定により立入検査をする職員が携帯しなければならない証明書は、様式第十二号によるものとする。

3 法第三十八条第二項の規定により立入検査をする職員が携帯しなければならない証明書は、様式第十三号によるものとする。

(法第三十九条の厚生労働省令で定める職員)

**第四十八条** 法第三十九条に規定する厚生労働省令で定める職員は、狂犬病予防員及び環境衛生監視員とする。

(食鳥検査員)

**第四十九条** 法第三十九条の規定に基づき、都道府県知事が指定する職員を食鳥検査員と称する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成三年三月二十五日厚生省令第一三号)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第六条の次に一条及び三章を加える改正規定(第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十一条及び第二十七条に係る部分に限る。)は平成四年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成六年七月一日厚生省令第四七号)抄

附 則 (平成六年一二月一四日厚生省令第七七号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年一一月二〇日厚生省令第六二号)抄

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一〇月二〇日厚生省令第一二七号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十一年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)  
 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (平成一六年二月六日厚生労働省令第一二号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。

(食品衛生法施行規則等の一改正に伴う経過措置)

**第三条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (平成一六年三月三一日厚生労働省令第七八号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。

**附 則** (平成一七年四月一日厚生労働省令第七五号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年九月一六日厚生労働省令第一四三号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年九月二八日厚生労働省令第一四八号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (平成一九年一月二五日厚生労働省令第一五一号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年一月二五日厚生労働省令第一五一号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、平成十九年十一月二十六日から施行する。

**附 則** (平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六三号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日(平成二十年十一月一日)から施行する。

**附 則** (平成二三年七月一日厚生労働省令第八二号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年四月一八日厚生労働省令第五九号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二七年三月三一日厚生労働省令第五五号)抄

(施行期日) 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
 附 則 (平成二七年四月一三日厚生労働省令第九三号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月三日厚生労働省令第一二号)  
 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二十五日厚生労働省令第二五号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この省令の施行の際現にある第十七条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則様式第十一号による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成二八年一月七日厚生労働省令第一六六号)

(施行期日) 1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則様式第十一号によるものとみなす。)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成三十一年二月一六日厚生労働省令第一五号)

(施行期日) 1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月七日厚生労働省令第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則 (令和元年六月二八日厚生労働省令第一〇号)

(施行期日) 第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号）抄

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行す

る。ただし、第十二条（職業能力開発促進法施行規則様式第十二号の改正規定に限る。）の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条、第七条、第十二条（同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。）、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一月七日厚生労働省令第六八号)

(令和二年六月一日) 附 則 (令和元年一二月二七日厚生労働省令第八七号)  
 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第一条第

三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

附 則 (令和二年七月一日厚生労働省令第一三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第十六号）及び家畜伝染病予防法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年農林水産省令第四十四号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行する。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前にされたこの省令による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則別表第七、第十及び第十一に規定する、トキソプラズマ病、家kinsalモネラ感染症、伝染性気管支炎、伝染性喉頭気管炎、鶏結核病、鶏マイコプラズマ病、ロイコチトゾーン病又はあひるの肝炎に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの省令による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則別表第七、第十及び第十一に規定する、トキソプラズマ病、家kinsalモネラ感染症、伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、鶏結核、鳥マイコプラズマ症、ロイコチトゾーン症又はあひるのウイルス性肝炎に係る処分、手續その他の行為としてされたものとみなす。

附 則 (令和二年一二月二十五日厚生労働省令第二〇八号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則 (令和三年一〇月二二日厚生労働省令第一七五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができます。

附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省令第六五号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

## 様式第一号(第二十四条関係)

表 面

12cm

8cm

<p>年 年 月 月 日 交付 日限り有効</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第 二十条第二項の規定による立入検査を行う職員の証</p>	<p>第 号</p> <p>所屬庁</p> <p>生 氏 年 月 日 名</p> <p>所屬庁印</p> <p>写 真 ち ょ う 付 面</p>
---	---

**備考** この用紙は、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りとする。

## 裏 面

（立入検査）

都道府県知事は、法及びこの政令の施行に必要な限度において、その職員に、登録講習会の実施者の業務を行う場所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

この証明書を携帯する者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令により立入検査又は収去を行う職権を有する者で、その関係条文は、次のとおりである。

様式第二号(第三十四条関係)

## 指 定 申 請 書

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項の指定を受けたいので、同法第21条第2項の規定により別添書類を添えて申請します。

様式第三号(第三十五条関係)

名 称  
主たる事務所の所在地 変更届  
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名名 称  
指定検査機関の 主たる事務所の所在地 を変更したいので、食鳥処  
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地  
理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第23条第2項の規定により次のとおり届け出ま  
す。

- 1 変更前の 名 称  
主たる事務所の所在地  
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地  
名 称
- 2 変更後の 名 称  
主たる事務所の所在地  
食鳥検査の業務を行う事務所の所在地

3 変更しようとする年月日

4 変更の理由

## 様式第四号(第三十九条関係)

役員 選任 認可申請書  
解任

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

役員の 選任 の認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第26条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 選任 解任 しようとする者の氏名及び住所
- 2 選任 解任 しようとする年月日
- 3 選任 解任 の理由

## 様式第五号(第四十条関係)

検査員 選任 届  
解任

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

検査員を 選任 したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第26条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 選任 解任 した者の氏名
- 2 選任 解任 した年月日
- 3 選任 解任 の理由

様式第六号(第四十一条関係)

## 業務規程認可申請書

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

業務規程の認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条第1項前段の規定により別添のとおり申請します。

様式第七号(第四十一条関係)

## 業務規程変更認可申請書

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

業務規程の変更の認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第28条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第八号(第四十二条関係)

事業計画及び収支予算認可申請書

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

事業計画及び収支予算の認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第29条第1項前段の規定により別添のとおり申請します。

様式第九号(第四十二条関係)

事業計画及び収支予算変更認可申請書

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名

事業計画及び収支予算の変更の認可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第29条第1項後段の規定により次のとおり申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

様式第十号(第四十四条関係)

業務 休止  
廃止 許可申請書

年 月 日

都道府県知事  
保健所設置市長 殿  
特別区長主たる事務所の所在地  
名 称  
代表者の氏名業務 休止 の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する  
法律第32条第1項の規定により次のとおり申請します。

1	業務を 休止 廃止	しようとする業務の内容
2	休止 廃止	年月日及びその期間 する 年月日
3	休止 廃止	の理由

様式第十一号(第四十七条関係)

○	○
甲 收 去 証	記 号 番 号
<p>1 被収去者の住所 2 被収去者の氏名又は法人名 3 収去品名 4 収去数量 5 収去目的 6 収去日時 令和 年 月 日 午 前 後 時 7 収去場所 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条第1項の規定に基づき、上記のように収去する。</p> <p>令和 年 月 日 收 去 者 所 属 庁 職 所 属 庁 印</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>備考</p> <p>※教示事項について(別紙)参照</p>	

## 備考

- 1 この用紙の大きさは、A列5番又はA列6番とする。
- 2 所属庁印は、赤色とする。
- 3 この用紙は、甲片及び乙片の2片とする。
- 4 乙片にはとじ目の切断線を設けず、かつ、所属庁印及び④を省略するとともに、「収去証」を「収去証(控)」と、「甲」を「乙」と印刷するものとする。

○	○
(別紙)	
<教示>	
<p>この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○に対して審査請求をすることができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)</p> <p>この処分に対する取消訴訟については、△△を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない(裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。)</p>	
<参照条文>	
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)(抄)	
(立入検査)	
<p>第38条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、食鳥処理場若しくは食鳥処理業者若しくは届出食肉販売業者の事務所、倉庫その他の施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は食鳥といた、食鳥中抜といたい若しくは食鳥肉等の一部を無償で収去させることができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	
備考	

- 1 教示文言中の「○○」には、収去者の所属庁を踏まえ、「厚生労働大臣」、「都道府県知事」、「保健所設置市長」又は「特別区長」と記載するものとする。
- 2 教示文言中の「△△」には、収去者の所属庁を踏まえ、「国(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)」、「都道府県」、「保健所設置市」又は「特別区」と記載するものとする。

様式第十二号(第四十七条関係)

表 面

年 月 日 食鳥検査員の証	第 号
年 月 日 日限り有効	所屬庁
生 氏 年 月 日 名	所 屬 庁 印
写 真 ら よ う 付 面	

裏 面

この用紙は、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

備考

2 (略)  
前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第四項又は第五項の規定による権限は、和罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第四項又は第五項の規定による権限は、和罪捜査のために認められたものと解してはならない。

この詮票を携帯する者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律により立入検査又は取去を行う職務を有するもので、その關係文書は、次のとおりである。

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律抜抜い

第三十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員は、食鳥処理場若しくは苗床、食肉販売業者の事務所、倉庫その他施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は食鳥など、食鳥中抜といふ如しくは食鳥内等の一部を無償で取去させらるべき。

様式第十三号(第四十七条関係)

表 面

	<p>写 真 貼 付 面</p>
--	----------------------------------

裏 面

<p>備考 この用紙は、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。</p>	<p>この証票を携帯する者は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律により立入検査を行う職権を有するもので、その關係条文は、次のとおりである。</p> <p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律抜粋</p> <p>第三十八条（第1項略）</p> <p>都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その指定検査機関事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は關係者に質問させることができる。</p> <p>前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---	--

**別表第一（第二条の二関係）**

一 食鳥処理場は、汚染のおそれのない位置に設けられていること。

二 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。

三 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置

ロ 生体受入施設には、適正に配置された生体保管場所及び隔離場所が設けられていること。

ハ 食鳥処理施設には、それぞれ隔壁により区画され、適正に配置されたとさつ放血室、湯漬脱羽室及び中抜室（内臓を摘出するための設備を設置する室をいう。以下同じ。）並びに脱羽後検査及び内臓摘出後検査を行うための区画され、適正に配置された検査場所が設けられていること。（ただし、法第一条第五号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあっては、中

抜室及び内臓摘出後検査を行うための検査場所を設けないことができる。）

イ 生体受入施設には、それぞれ隔壁により区画され、適正に配置されたとさつ放血室、湯漬脱羽室及び中抜室（内臓を摘出するための設備を設置する室をいう。以下同じ。）並びに脱羽後検査及び内臓摘出後検査を行うための区画され、適正に配置された検査場所が設けられていること。（ただし、法第一条第五号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあっては、中

抜室及び内臓摘出後検査を行うための検査場所を設けないことができる。）

二 生体受入施設、食鳥処理後の食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所並びに不可食部分並びに検査の結果不合格となつた食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。

四 食鳥処理場の構造及び設備（共通事項）

ロ 生体受入施設及び食鳥処理、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の包装及びこの保管を衛生的に行うための十分な広さを有すること。

イ 食鳥の生体の受入れ、食鳥処理、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の包装及びこの保管を衛生的に行うための十分な広さを有すること。

二 生体受入施設及び食鳥処理施設の床は、不浸透性材料（血液及び污水が浸透しないもの）をいう。以下この別表、別表第二及び別表第三において同じ。）で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適當な勾配を有し、排水が良好であること。

（2） 食鳥処理施設の内壁は、平滑で清掃しやすく、透き間がなく、かつ、床面から少なくとも一・二メートルの高さまで不浸透性材料で腰張りされ、この高さ以上は、耐水性材料で作られていること。食鳥処理施設以外の施設等の内壁は、平滑で清掃しやすいこと。

（3） 食鳥処理施設の内壁と床面との境界は、アールを設ける等清掃及び洗浄が容易に行えること。

（4） 食鳥処理施設の天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃等の落下を防止できること。食鳥処理施設以外の施設等の天井は、平滑で清掃し結露しにくい材質・構造であること。食鳥処理施設以外の施設等の天井は、平滑で清掃しやすいこと。

ハ 食鳥処理施設の天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃等の落下を防止できること。食鳥処理施設以外の施設等の天井は、平滑で清掃し結露しにくい材質・構造であること。食鳥処理施設以外の施設等の天井は、平滑で清掃しやすいこと。

（1） 檢査場所の検査を行う面において照度五百四十ルクス以上の照度

（2） 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び内臓の本来の色彩に変化を与えない照明

二 次のような給水給湯等の設備を備えること。

（1） 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備

（2） 摂氏六十度以上の温湯を十分に供給することのできる給湯設備

ホ 排水設備は、内面が平滑であつて適當な勾配を有し、排水が良好で、污水処理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には污水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

ヘ 目的に応じた洗浄消毒器材及び清掃用器材並びにそれらの保管設備が適切な位置に設けられていること。

イ 生体保管場所は、食鳥処理量に応じ、とさつまでの間食鳥を保管し、生体検査を行ふに十分な広さを有し、生体輸送用容器の洗浄消毒設備及び食鳥処理に従事する者（以下の別表、別表第二及び別表第三において「従事者」という。）のための手指を洗浄消毒する装置が付いた流水式手洗い設備（以下の別表、別表第二及び別表第三において単に「手洗い設備」という。）を備えること。

ロ 隔離場所は、必要数の食鳥専用容器（食鳥検査の結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥を収納するための容器をいう。以下この別表において同じ。）、食鳥検査員又は検査員（以下この別表において「食鳥検査員等」という。）のための手洗い設備並びに廃棄等の措置を講じなければならない食鳥の汚物及び污水を洗浄消毒するための設備を備えること。

ハ 不可食部分を収納するための容器（以下の別表、別表第二及び別表第三において「不可食部分用容器」という。）を保管するための設備が、施設の適切な位置に設けられており、かつ、当該設備は、清掃しやすい構造であること。

（1） 不浸透性材料で作られ、洗浄しやすく、かつ、血液が飛散しない構造を有する食鳥処理量に応じた大きさの放血トライア又は放血溝を備えること。

（2） 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

二 湯漬脱羽室は、次の要件を備えること。

（1） 食鳥処理量に応じた十分な能力を有する湯漬機、脱羽機及び食鳥とたいの洗浄機並びにこれらの洗浄消毒設備を備えること。

（2） 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ホ 中抜室は、次の要件を備えること。

（1） 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜とたいに係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる構造のオーバーヘッドコンベア、ベルトコンベア又はバット等の設備を備えること。

（2） 食鳥処理量に応じた十分な能力を有する総排泄腔<sup>部</sup>切除、開腹、内臓摘出、食鳥中抜との内外の洗浄及び食鳥中抜とたいの冷却を行うための機械器具並びにこれらの洗浄消毒設備を備えること。

（3） 食鳥処理に使用するオーバーヘッドコンベア、ベルトコンベア、バット、テーブル及びまな板等の機械器具の洗浄消毒設備を備えること。

（4） 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ヘ 検査場所は、次の要件を備えること。

（1） 食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部の脱羽後検査又は内臓摘出後検査を行うための専用の検査台又はラックを備えること。

	(2) 食鳥検査員等及び食鳥処理衛生管理者のための専用の手洗い設備及び食鳥検査に使用する器具を浸漬して消毒するための摂氏八十三度以上の熱湯を供給することができる設備を備えること。
(3)	脱羽後検査又は内臓摘出後検査の結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥といふ、食鳥中抜どたい及び食鳥肉等の全部又は一部を収納するための、その旨が表示された容器（以下この別表において「廃棄用容器」という。）を必要数備えること。
七 製品保管室	イ 冷蔵・冷凍設備を備えること。 ロ 脱羽後検査又は内臓摘出後検査の結果、保留とされた食鳥どたい、食鳥中抜どたい又は食鳥肉等の専用の施錠できる構造の保管設備を備えること。
八 検査室	ハ 検査室は、施錠ができ、検査台及び手洗い設備を備えること。
九 更衣室	イ 更衣室は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、かつ、従事者の長靴、前掛け及び作業衣等の専用の保管設備を備えること。
十 便所	イ 隔壁により他の場所と完全に区画され、食鳥処理施設に直接出入口を設けないこと等食鳥処理施設に影響のないものとすること。
十一 窓	ロ 手洗い設備を備えること。 ハ 窓、換気口等外部への開口部は、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
十二 污水処理施設	イ 污水処理施設は、污水の処理規模に応じた十分な能力がある污水処理設備を備えること。
十三 機械器具の構造及び材質等	ロ 機械器具は、洗浄消毒が容易な構造であること。 ハ 固定し、又は移動しがたい機械器具は、作業に便利で、かつ、清掃及び洗浄消毒しやすい位置に設置されていること。
十四 生体輸送用容器	イ 生体輸送用容器は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。
十五 食鳥検査の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜どたい若しくは可食内臓を入れる容器	ハ 食鳥検査の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜どたい若しくは可食内臓を入れる容器は、非腐食性材料で作られ、他から汚染されない構造で、かつ、洗浄消毒が容易な構造であること。
十六 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器	ホ 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋があること。
十七 洗浄消毒	ヘ 洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。
十八 オーバーヘッドコンベア	ヘ オーバーヘッドコンベアを設備する場合は、非腐食性材料で作られ、シャッフルの洗浄消毒設備を備えること。
ト 脱羽機は、羽毛が飛散しない構造で、洗浄水が噴射できる機能を有すること。	
チ 自動総排泄腔切除機	自動開腹機及び自動中抜機を使用する場合は、自動的に洗浄消毒でできる機能を有すること。
リ 食鳥処理	リ 食鳥処理に使用するベルトコンベア、バット、テーブル、まな板等食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜どたい又は食鳥肉等が直接接触する機械器具は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。
二 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置	一 食鳥処理場は、汚染のおそれのない位置に設けられること。 二 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。
三 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置	一 食鳥処理場には、生体受入場所、食鳥処理室、便所及び污水処理施設が適切な位置に設けられていること。ただし、法第二条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあっては、生体受入場所を、血液及び污水を終末処理場のある下水道に直接流出させる食鳥処理場にあっては、污水処理施設をそれぞれ設けないことができる。

別表第二（第二条の二関係）

	四 食鳥処理場の構造及び設備（共通事項）
	イ 食鳥処理、食鳥とたい、食鳥中抜どたい又は食鳥肉等の包装及びこれらの保管を衛生的に処理するための設備を設置する場所をいう。以下の別表において同じ。）が設けられていること。ただし、法第二条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあっては、とさつ放血場所及び湯漬脱羽場所、同号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあっては、中抜場所をそれぞれ設けないことができる。
	ハ 生体受入場所と食鳥処理後の食鳥とたい、食鳥中抜どたい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。
	ロ 食鳥とたい、食鳥中抜どたい又は食鳥肉等の冷蔵又は冷凍設備及び包装資材の適切な保管所をそれぞれ設けないこと。
	メ 食鳥処理室には、適正に配置されたとさつ放血場所、湯漬脱羽場所及び中抜場所（内臓を摘出するための設備を設置する場所をいう。以下の別表において同じ。）が設けられていること。
五	（1）水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することができる給水設備を備えること。
	（2）温湯を十分に供給することができる給湯設備
六 食鳥処理室	ホ 排水設備は、内面が平滑であつて適當な勾配を有し、排水が良好で、污水処理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には污水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
	イ 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適當な勾配を有し、排水が良好であること。
	ロ 食鳥の生体の状況について、法第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認（以下この別表及び別表第三において「基準適合の確認」という。）をするための十分な広さを有すること。
	ハ 食鳥の生体の状況について、法第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認（以下この別表及び別表第三において「基準不適合の確認」という。）がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥を収納するための容器（以下この別表において「食鳥処分用容器」という。）を備えること。
	ニ 手洗い設備を備えること。
	イ 食鳥処理室は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と隔壁により区画され、かつ、その出入口の扉は密閉できること。また、窓、換気口等外部への開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。
	ロ 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適當な勾配を有し、排水が良好であること。
	ハ 内壁は、平滑で清掃しやすく、透き間がなく、かつ、床面から少なくとも一メートルの高さまで不浸透性材料で腰張りされ、この高さ以上は、耐水性材料で作られていること。
	ニ 天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃等の落下を防止でき、結露しにくい材質・構造であること。
	ホ 採光又は照明及び換気が十分な構造又は設備を有すること。
	ヘ 不可食部分用容器を保管するための設備が、施設の適切な位置に設けられており、かつ、当該設備は、清掃しやすい構造であること。
	ト とさつ放血場所には、とさつ放血に使用する機械器具及びこれらの洗浄消毒設備が設けられていること。

チ 湯漬脱羽場所には、食鳥処理量に応じた十分な能力を有する湯漬、脱羽及び食鳥とたいの洗净のための機械器具並びにこれらの洗净消毒設備が設けられていること。

リ 中抜場所は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる設備を備えることが確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できるものであること。

(2) 食鳥処理に使用するバット、テーブル、まな板等の機械器具及び容器の洗净消毒設備を備えること。

ヌ 食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況についての基準不適合の確認がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならない食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部を収納するための、その旨が表示された容器(以下「この別表において「廃棄用容器」という。)を必要数備えること。

ル 従事者の数に応じた手洗い設備を備えること。

七 汚水処理施設は、汚水の処理規模に応じた十分な能力がある污水処理設備を備えること。

八 機械器具の構造及び材質等は、機械器具の使用するテーブル、まな板等食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等が直接接触する機械器具は、非腐食性材料で作られ、洗净消毒が容易な構造であること。

九 固定し、又は移動しがたい機械器具は、作業に便利で、かつ、清掃及び洗净消毒が容易な位置に配置されていること。

ハ 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋があり、洗净消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。

### 別表第三（第四条第一項関係）

#### 一 食鳥処理場の衛生的管理

イ 清掃を適切に行い、衛生上支障ないように行うこと。

ロ 整理整頓を行い、不必要的物品等を置かないこと。

ハ 床、内壁、天井、窓又は扉等に破損又は故障等があるときは、速やかに補修又は修理を行うこと。

ニ 汚臭及び過度の湿気を除くよう十分に換気すること。

ホ 採光又は照明装置により必要な照度を確保すること。

ヘ 給水設備等の衛生管理は、次に従い行うこと。

(1) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合は、一年に一回以上(災害等により水源等が汚染され、水質が変化したおそれがある場合は、その都度)水質検査を行ふこと。

ト は速やかに補修すること。

チ 機械器具の衛生管理は、次に従い行うこと。

(1) (1) 食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等に直接接觸する機械器具の面は、使用する前に必ず洗净消毒すること。

(3) 病気若しくは異常又はこれらの疑いのあるもの等を処理した場合であつて、他に汚染のあるときは、速やかに修理等を行うこと。

リ おそれがあるときには、使用した機械器具は、その都度洗净消毒等を行うこと。

(4) 機械器具は、定期的に点検し、故障又は破損等があるときは、速やかに修理又は補修を行ふ、常時適正に使用できるよう整備すること。

(5) 機械器具及び分解したこれらの部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。

(6) 機械器具は、定期的に点検し、故障又は破損等があるときは、速やかに修理又は補修を行ふこと。

(7) 温度計、圧力計及び流量計等の計器類は定期的にその精度を点検し、故障又は異常等があるときは、速やかに修理等を行うこと。

リ 食鳥処理施設、製品保管室及び包装資材室(認定小規模食鳥処理業者のその認定に係る食鳥処理場にあつては、それぞれ、食鳥処理室、製品保管設備及び包装資材設備。以下同じ。)へのそ族、昆虫等の侵入を防止するため、防そ・防虫設備のない窓及び出入口を開放状態で放置しないこと。また、定期的に駆除作業を行い、その記録は少なくとも一年間保存すること。

ヌ 殺そ剤及び殺虫剤等の薬剤は、食鳥処理施設及び製品保管室以外の所定の場所に保管すること。

ル 製品保管室の冷蔵・冷凍設備は、冷蔵保存の場合にあつては摂氏十度以下、冷凍保存の場合にあつては摂氏マイナス十五度以下となるよう管理を行うこと。

ヲ 不可食部分等の衛生管理は次に定める基準に従い行うものとする。

(1) 不可食部分は、食鳥処理場の衛生管理に支障を生じないよう適切に不可食部分用容器に収納、搬出するとともに、当該不可食部分用容器は、作業終了後、空にして洗净すること。

(2) 別表第一若しくは別表第二に規定する食鳥処分用容器又は別表第一若しくは別表第二に規定する廃棄用容器(以下単に「廃棄用容器」という。)は、汚液、汚臭等が漏れないよう適切に食鳥処理施設外に搬出するとともに、作業終了後、空にして洗净すること。

ヲ 廃棄等の措置を講じなければならない食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等及び不可食部分は、衛生上支障がないように適正に処理すること。

カ 便所は、清潔に保ち、定期的に消毒を行うこと。

(1) 薬剤を使用する場合にあつては、目的に応じたものを適正な方法で使用すること。

(2) 温湯を使用して消毒する場合にあつては、摂氏八十三度以上の熱湯を使用すること。

ヨ 手洗い設備には、手洗いに必要な洗净消毒液を備え、常時使用できるようにすること。

タ 清掃用器材は所定の場所に保管すること。

二 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的取扱い

イ 生体の受入れ

(1) 食鳥処理をしようとする食鳥の集荷に当たつては、異常なものの排除に努めることともに、生体の健康の保持に留意して輸送すること。

ト 生体輸送用容器は、清潔なものを使用し、使用後十分に洗净消毒すること。

(2) 生体検査に合格したものの又は食鳥の生体の状況についての基準適合の確認がされたものは、速やかにとさつ放血し、合格しなかつたもの又は基準不適合の確認がされたものは、第三十三条に規定する措置を講じること。

(1) 放血は十分に行うこと。





(注) (4) 著しく萎縮しているもの  
正常な脾臓は暗赤褐色で、ときに深  
い。

深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬

異常体温（著しい高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるもの含む）、黄疸、外傷（全身性のものに限る。）、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染（全身が汚染されたものに限る。）、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外觀を呈した状態を

疾病又は異常	寄生虫病（全身にまん延しているものを除く。）	寄生虫及び寄生虫による病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
伝染性コリーザ	（全身症状を呈しているものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
トキソプラズマ症	（全身にまん延しているものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
外傷	（全身性のものを除く。）	臓器、骨及び皮
尿酸塩沈着症	（全身症状を呈しているものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
水腫	（高度のものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
出血	（全身性のものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
炎症	（全身性のものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
萎縮	（全身性のものを除く。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
マレック病及び鷄白血病	（腫瘍（肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものに限る。）	当該病変部分に係る肉、臓器、骨及び皮
臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい	（臓器の一部に局限されているものに限る。）	当該異常部分に係る臓器
潤滑油又は炎性産物等による汚染	（全身が汚染されたものを除く。）	当該汚染部分に係る肉、臓器、骨及び皮

**別表第十一（第三十三条関係）**

## 別表第九（第二十九條第三十條第三十三條關係）

(注) 次のような異常が認められないこと。

(1) 著しく腫大しているもの

(2) 大きな又は多数の嚢腫を有するもの

(3) 白色の病巣を有するもの

(4) 白色微細な沈着物が密集しているもの

正常な腎臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。

その他の臓器に異常が認められないこと。

表第九（第二十九条、第三十条、第三十三条関係）

次のような異常が認められないこと。

腎臓の大きさを呈するもの

ホニ眼又は鼻孔からの多量の排出物を有するもの  
肛門周囲の羽毛に多量の排泄物が付着しているもの

別表第十（第三十三條關係）

家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、ニューカッズル病、家きんサルモネラ症、鳥インフルエンザ、低病原性ニューカッズル病、鶏痘、マレック病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性喉頭気管炎、伝染性ファブリキウス囊病、鶏白血病、鳥結核、鳥マイコプラズマ症、ロイコチトゾーン症、あひるウイルス性肝炎、あひるウイルス性腸炎、狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ（全身症状を呈しているものに限る。）、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リストリニア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、トキソプラズマ症を除く原虫病（全身にまん延しているものに限る。）、トキソプラズマ症、寄生虫病（全身にまん延しているものに限る。）、変性（全身性のものに限る。）、尿酸塩沈着症（全身症状を呈しているものに限る。）、水腫（高度のものに限る。）、腹水症、出血症（全身性のものに限る。）、炎症（全身性のものに限る。）、萎縮（全身性のものに限る。）、マレック病及び鶏白血病を除く腫瘍（肉、臓器、骨又は皮の一部に局限されているものを除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい（臓器の一部に局限されているものを除く。）。